

# 管理組合法人役員選挙細則

## 第 1 条（目的）

この細則は、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人規約第 78 条の規定に基づき、役員選挙が組合員の自由に表明された意志によって、公正かつ民主的に行うための具体的な手続について定めることを目的とする。

## 第 2 条（役員の数および選出）

規約第 35 条の定めに基づき、役員は各棟から 1 名、計 21 名選出するものとする。

- 2 各棟は、自棟の裁量にて前項の 1 名を選出する。
- 3 役員が辞任、その他の理由により任期満了前に退任した棟は、速やかに補欠の役員を選出しなければならない。
- 4 前 3 項により各棟から選出される役員は、規約第 35 条第 3 項の規定により、組合員の配偶者または成年者である一親等の親族（いずれも秦野南が丘さつき東住宅団地に現に居住する者に限る。）を代理人として選出することができる。

## 第 3 条（役員の変更）

役員の変更は、1, 3, 5, 7, 9, 11, 13, 15, 17, 19、および 21 号棟からなる奇数号棟と、2, 4, 6, 8, 12, 14, 16, 18, 20 および 22 号棟からなる偶数号棟とに分け、奇数号棟と偶数号棟で改選時期を 1 年ずらし、それぞれ 2 年毎に行う。

## 第 4 条（理事長の選出）

理事長は、法人化初年度を除き、原則として管理組合法人化後の理事を 1 年経験した役員の中から選出しなければならない。

## 第 5 条（監事の選出）

監事の少なくとも一人は、法人化初年度を除き、管理組合法人化後の理事または監事を 1 年経験した役員の中から選出しなければならない。

## 第 6 条（選挙権および被選挙権）

規約第 69 条第 1 項から第 6 項に定める議決権を有する区分所有者は、自棟役員選挙権および被選挙権を有する。

## 第 7 条（選挙管理委員会）

選挙は、選挙管理委員会がこれにあたる。

- 2 選挙管理委員会は、通常総会において選出された 21 名以内の選挙管理委員により構成する。
- 3 選挙管理委員の任期は 2 年とし、その改選は本細則第 3 条を準用する。
- 4 選挙管理委員はその任期中被選挙権を有しない。
- 5 選挙管理委員は、規約第 35 条に定める役員または役員候補になった場合は、その地位を失う。

## 第 8 条（選挙日程と公示）

役員の任期が満了する 30 日以前に選挙期日を公示する。

- 2 公示の日より 7 日間、立候補の受付を行う。
- 3 立候補者が定数に満たないときは、選挙管理委員会は直ちに役員推薦委員を指名し、役員推薦委員会は立候補受付締め切り後の 7 日以内に適切なる候補者を推薦し、立候補を要請するものとする。
- 4 選挙管理委員会は、立候補受付締め切り後、すべての立候補者が定員以上となったときは、候補者名を少なくとも 3 日間公示する。

### **第 9 条（選挙方法）**

投票は、1 棟を 1 選挙区とし、無記名で行う。

- 2 立候補者が、選出すべき役員定数と同じときは、無投票当選とする。

### **第 10 条（当選者の決定）**

当選者の決定は得票順による。

- 2 候補者の得票が同数となり、当選者が役員定数を超えるときは、当該候補者につき決選投票を行って当選者を決定する。

### **第 11 条（再選挙）**

投票総数が各選挙区の議決権数の過半数に満たないときは、当該選挙は無効とし再選挙を行う。

- 2 当選者の数が役員定数に満たないときは、定数に満たない不足数について再選を行う。

### **第 12 条（当選者の公示）**

投票終了後、開票は選挙管理委員会が行い、直ちに当選者の公示を行う。

### **第 13 条（その他）**

選挙管理委員会は、本細則のほか必要な事項について別に定めることができる。

### **附則**

1. この細則は、昭和 57 年 3 月 25 日から施行する。
2. 昭和 57 年度の選挙管理員の選出については、細則の定めにかかわらず別途理事会の指名によりこれを行うものとする。

### **附則**

この細則は、平成 7 年 5 月 15 日から施行する。

### **附則**

この細則は、平成 19 年 5 月 13 日に開催の第 26 回定期総会第 2 号議案特別決議事項“管理組合法人の設立”の可決に伴って設立登記された秦野南が丘さつき東住宅管理組合法人の登記日から施行する。

### **附則**

この細則は、平成 24 年 5 月 21 日から施行する。

### **附則**

この細則は、令和 3 年 5 月 16 日から施行する。